

平成29年度

監査結果報告書

定期監査
（財務部）
（議会事務局）

大分市監査委員



監査第870号

平成30年1月5日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿
大分市議会議長 野尻 哲雄 殿

大分市監査委員 佐藤 日出美

大分市監査委員 古庄 研二

大分市監査委員 佐藤 和彦

大分市監査委員 大石 祥一

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
財 務 部 財 政 課 管 財 課 税 制 課 市 民 税 課 資 産 税 課 納 税 課	平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日)に係る事務事業 ただし、補助金等については平成 28 年度分も対象とした。	平成 29 年 9 月 27 日 ～ 平成 29 年 12 月 15 日
議 会 事 務 局		

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか等に着眼して監査を実施した。

3 監査の結果

財務部

財政課 税制課 資産税課 納税課

特に指摘事項はなかった。

管財課

(1) 公有財産の管理事務について

- ・ 公有財産貸付台帳が整備されていないもの
大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。
しかしながら、行政財産の使用許可についての貸付台帳が作成されていないかった。
今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

市民税課

(1) 市民税の減免事務について

- ・ 市民税の減免手続に不備があるもの
大分市特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施等に関する規則の規定では、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）及び配偶者支援金を生活保護法による保護とみなして、他の規則の規定を適用することとされている。
しかしながら、生活保護法の規定による保護を受ける者の市民税の減免については大分市税条例に規定されており、上記規則の規定は適用できないにもかかわらず、当該規定を根拠とし支援給付を受けている者を減免していた。
今後、市民税の減免に当たっては、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

議会事務局

特に指摘事項はなかった。